

## 「上天草市男女共同参画社会推進審議会委員」公募要領

### 1 目 的

「上天草市男女共同参画社会推進審議会」は、上天草市男女共同参画社会推進条例の規定に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する重要な事項について調査審議するために設置している。

男女共同参画社会に関する施策の総合的かつ効果的な推進及び取り組みについて、広く市民の意見を反映させるため、当審議会の委員を公募する。

### 2 公募の数

公募委員数は、2名以内とする。

### 3 任 期

委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

### 4 応募資格

- (1) 市内在住の満20歳以上の者
- (2) 年間数回開催する上天草市男女共同参画社会推進審議会に出席できる者
- (3) 上天草市における男女共同参画推進施策に理解と関心のある者

### 5 審議内容

選考された委員は、市で選任した有識者等の委員とともに、本市の男女共同参画社会の形成の促進に関する重要な事項を審議する。

### 6 報酬等

審議会出席にあたり、上天草市の規定に基づく報酬及び費用弁償を支給する。

### 7 応募方法

「上天草市男女共同参画社会推進審議会委員申込書」に必要事項を記載し、郵送・持参・FAX・メールにより応募する。

申込書は、大矢野庁舎（大矢野窓口センター）、松島庁舎（市民課）、姫戸統括支所及び龍ヶ岳統括支所に備えつける。また、市ホームページからもダウンロードできる。

【裏面へ】

8 応募期間

令和7年8月1日（金曜日）から令和7年8月29日（金曜日） 【午後5時まで】

9 選考方法

応募された方の中から、年齢・性別・動機・PR等を総合的に考慮して決定する。

選考結果は本人に通知する。

10 その他

応募された方の個人情報については、保護・管理に十分留意するとともに、公募委員の選考以外は使用しない。

11 問合せ・応募先

〒861-6192 上天草市松島町合津 7915 番地 1

上天草市役所 市民課 市民係 男女共同参画担当

TEL : 0969-28-3367（直通） FAX : 0969-56-2291

メールアドレス : shimin\_atmark\_city.kamiamakusa.lg.jp

※上記メールアドレスに関し、スパムメール対策として「@」を「\_atmark\_」と表示しているため、電子メールを送信する際には、「@」に変更すること。

※ 申込みは、大矢野庁舎（大矢野窓口センター）、姫戸統括支所又は龍ヶ岳統括支所でも受け付ける。